

第5回
必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チーム
議事(2)
導入手順書パート
2025/2/25(火)

本日の主な協議事項

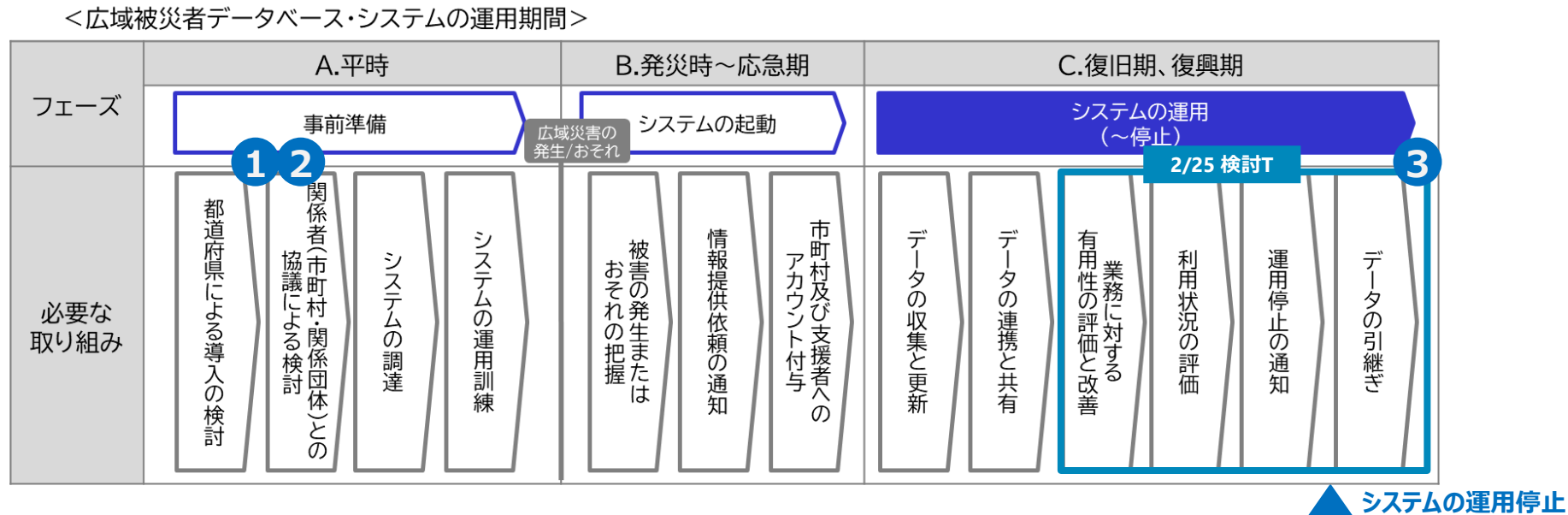
■ 第5回検討チーム議事(2)導入手順書パートにおける協議事項は、以下3点

<A.平時>

- ① コスト負担の考え方、システムに要する経費やその負担の軽減
- ② 個人情報の取り扱いに関する課題の対応の考え方

< C.復旧期、復興期(システムの運用)フェーズ>

- ③ システムの停止フェーズにおける、停止の判断基準



導入手順書における本日の協議事項の位置づけ

- 本会議の協議事項の結果は導入手順書「3. 広域被災者データベース・システムを活用した運用の流れ」のうち、「3.1.3.庁内システム導入可否の決定」「3.1.4.関係者（市町村、関係団体）と協議する事項の整理」の手順の中に位置付け予定

本日のご説明範囲

導入手順書の目次構成案

大項目	中項目	小項目
1.はじめに	1.1.導入手順書の目的	—
2.広域被災者データベース・システムとは	2.1.広域被災者データベース・システムの整備の目的とその背景	—
	2.2.広域被災者データベース・システムの概要	—
	2.3.広域被災者データベース・システムの導入および運用に向けた実施事項	—
	2.4.広域被災者データベース・システムを活用した被災者支援業務	—
3.広域被災者データベース・システムを活用した運用の流れ	3.1.システムの導入の検討	3.1.1.導入を担当する所内部署の決定 3.1.2.関係者（市町村、関係団体）との協議 3.1.3.庁内システム導入可否の決定 3.1.4.関係者（市町村、関係団体）と協議する事項の整理 3.1.5.導入の進捗の把握と調整 3.2.2.協議事項の確認・決定 3.3.1.システム調達仕様書の作成 3.3.2.契約および調達方法の決定、実施 3.4.広域被災者データベース・システムの環境構築 3.5.広域被災者データベース・システムの運用訓練 3.6.広域被災者データベース・システムの起動 3.6.1.①被害の発生、又は発生のおそれの把握、システム起動の検討から決定 3.6.2.②法令に基づく対応 3.6.3.③被災者への周知 3.6.4.④被災者のマスタデータ（基本情報）の登録 3.6.5.⑤システムの利用者登録（アカウントの付与） 3.6.6.⑥システムの運用テスト（発災後の利用者向け） 3.7.1.⑦被災者の支援に要する情報の登録と更新 3.7.2.⑧システムの評価と改善 3.8.1.⑨利用状況の評価を踏まえた運用の停止の決定 3.8.2.⑩運用停止の通知 3.8.3.⑪データの引き継ぎ
	3.2.関係者（市町村、関係団体）との協議	
	3.3.広域被災者データベース・システムの調達	
	3.4.広域被災者データベース・システムの環境構築	—
	3.5.広域被災者データベース・システムの運用訓練	—
	3.6.広域被災者データベース・システムの起動	
	3.7.広域被災者データベース・システムの運用	
	3.8.広域被災者データベース・システムの停止	

導入可否の検討に必要な事項

- 1 コスト負担の考え方、システムに要する経費やその負担の軽減

協議する事項（一部）

- 2 個人情報の取り扱いに関する課題の対応の考え方
- 3 システムの停止フェーズにおける、停止の判断基準

平時の協議を経た決定事項に準じて実施

第4章以降は構成を修正中

本日の進め方



- 以下のスケジュールに沿って説明。①～③についてそれぞれ委員の皆様からご意見を頂く

所要時間	目次		内容
5分	本日の進め方	説明	※本日の会議以外にもWebフォームでご意見を募集しています(2/26 12:00まで)
10分	①【A.平時】 (1)コスト負担の考え方 (2)システムに要する経費 (3)システムに要する経費やその負担の軽減	説明	コスト低減を行うための工夫や考え方
10分		意見交換	システム導入・維持管理に要するコストを低減するために、発注者が可能な工夫は何か、特に5都県およびシステムベンダーよりご意見をいただきたい
15分	②【A.平時】 【災害応急対策】 (1)広域一時滞在（広域避難）に係る個人情報の取り扱い 【災害ケースマネジメント】 (2)避難所以外の被災者支援に係る個人情報の取り扱い 【その他】 (3)あらかじめ想定できないケースへの対応	説明	データベースの活用にあたって、地方公共団体が個人情報活用の判断に資するため、導入手順書では、具体的な災害対応業務の事例を踏まえて、個人情報を取り扱うための根拠法令等を提示する
10分		意見交換	具体的な災害対応業務の事例に係る根拠法令などについて、ご意見をいただきたい
10分	③【C.復旧期、復興期】システム停止について (1)停止判断基準 (2)各主体の取組事項 (3)停止の手順	説明	システム停止判断基準の考え方
10分		意見交換	システム停止の定義について提示した案に修正すべき内容やご懸念点がないか、また、市町村および関係団体とのシステム運用の停止協議開始のトリガーとして適切か、特に被災市町、5都県および有識者よりご意見いただきたい
70分	合計		

※ 本日の会議とWebフォームで頂いたご意見は、事務局内で検討し、3/4(火) 第6回検討Tでご提示の更新版「導入手順書」に反映いたします

※ 議事「マイナンバーおよびマイナンバーの利活用」については第6回検討Tでのご説明、協議に変更いたします

1 **【A. 平時】**

- (1) コスト負担の考え方
- (2) システムに要する経費
- (3) システムに要する経費やその負担の軽減

以下の観点から、特に5都県およびシステムベンダーより、ご意見をいただきたい

システム導入・維持管理に要するコストを低減するために、発注者が可能な工夫は何か

(1) コスト負担の考え方



導入手順書記載箇所

大項目	中項目	小項目
3.広域被災者データベース・システムを活用した運用の流れ	3.1.システムの導入の検討	3.1.3.庁内システム導入可否の決定

- システムの導入、運用にかかる費用負担の協議にあたっては、システムの導入主体となる都道府県の関係部署や利用主体である市町村、関係団体に対して、コストと効果が広く理解される必要がある
- 都道府県のシステム導入担当者がコストを低減するために行う取り組みの洗い出しを行う
- ここでは、コストを低減するために行う取り組みとして実施可能な工夫について協議する

(2) システムに要する経費

- 導入手順書では、デジタル庁「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に定められたもののうち、整備経費と運用等経費を検討範囲とする
- システムの導入・運用にあたっては、それぞれの経費区分に含まれる経費のうち、実際に必要なものを洗い出すことが望ましい

大項目	中項目	小項目
3.広域被災者データベース・システムを活用した運用の流れ	3.1.システムの導入の検討	3.1.3.庁内システム導入可否の決定

システムに要する経費※

経費区分	摘要	含まれる経費		
整備経費	情報システムの整備（新規開発、機能改修・追加、更改及びこれらに付随する環境の整備をいう。）に要する一時的な経費	・ 調査研究等経費 ・ 設計経費 ・ 開発経費 ・ 据付調整経費 ・ テスト経費	・ 移行経費 ・ 廃棄経費 ・ プロジェクト管理支援経費 ・ 施設整備等経費 ・ ハードウェア買取経費	・ ソフトウェア買取経費 ・ サービス利用料 ・ その他整備経費
運用等経費	情報システムの運用、保守等に要する経常的な経費	・ システム運用経費 ・ 業務運用支援経費 ・ 操作研修等経費 ・ ヘルプデスク経費 ・ コールセンター経費	・ アプリケーション保守経費 ・ ハードウェア保守経費 ・ ソフトウェア保守経費 ・ 監査経費 ・ 情報セキュリティ検査経費	・ ハードウェア借料 ・ ソフトウェア借料 ・ サービス利用料 ・ 通信回線料 ・ 施設利用等経費 ・ その他運用等経費

※システムに要する経費の項目について、[デジタル庁「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」](#)より引用

(3) システム経費やその負担の軽減

- システムの導入・運用にあたり、コストの低減は、その導入メリットを最大化させるために不可欠である
- コストを低減するため、都道府県が発注者としてどのような工夫ができるか、5都県及びシステムベンダーの方からご意見をいただきたい

大項目	中項目	小項目
3.広域被災者データベース・システムを活用した運用の流れ	3.1.システムの導入の検討	3.1.3.庁内システム導入可否の決定

システムの整備・運用等に要する費用に関する石川県の実績とコストを低減させるための工夫（可能なもの）

類型	石川県での実績	可能な工夫として想定されるもの（例）
整備経費を抑えるための工夫	能登半島地震発生後、BDX、デジタル庁の協力を得て、プロボノによりシステムを構築	- 複数の都道府県によるシステムの共同導入（整備経費の応分負担） - システムに実装する機能の見直し、非機能要件の緩和
運用等経費を抑えるための工夫	石川県が運用等経費を負担	複数の都道府県によるシステムの共同利用（運用等経費の応分負担）

導入手順書に記載する内容

【災害応急対策】

- (1) 広域一時滞在（広域避難）に係る個人情報の取り扱い

【災害ケースマネジメント】

- (2) 避難所以外の被災者支援に係る個人情報の取り扱い

【その他】

- (3) あらかじめ想定できないケースへの対応

■ 災害対応における個人情報

災害の種別・規模や、地方公共団体職員が直面する業務等によって、対応に必要な個人情報の活用範囲が変わり、さまざまな場面に応じて判断に迷うことが想定される。

■ 個人情報の保護、活用

災害時における個人情報の適正な取り扱いや迅速な活用は、救命・救助、きめ細やかな被災者支援のために重要であるが、その活用にあたっては、個人情報保護法や災害対策基本法に則り、個人の権利利益を保護（DVやストーカー行為等の被害者等、特に保護する必要があるものには十分な配慮）する必要がある。

■ 具体的な支援（情報の提供）に係る根拠法令等の整理

データベースの活用にあたって、地方公共団体が個人情報活用の判断に資するため、導入手順書では、具体的な災害対応業務の事例を踏まえて、個人情報を取り扱うための根拠法令等を提示する。

＜提示する災害対応業務＞

事例1：広域一時滞在（広域避難）の実施

事例2：避難所以外の被災者支援（災害ケースマネジメントの実施）

事例3：あらかじめ想定できないケースへの対応

<個人情報取り扱いの必要性>

■ 広域避難の実施（災対法86条の8以下、「広域一時滞在」の活用）

災害時は、避難者数等に鑑み、被災市町村、避難者の受け入れ市町村、都道府県等が連携して、広域一時滞在のための協議、受け入れを行う必要がある。

■ 広域避難者の支援に係る情報の連携

広域避難者の支援（避難先における福祉サービス等）にあたっては、関係者間の情報連携が重要となる。

<取り扱いに係る根拠法令>

■ 災害対策基本法の活用

- ・被災者台帳の作成、活用（災対法90条の3、4）
- ・避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成、活用（災対法49条の10以下）

■ 個人情報保護法の活用

- ・個人情報の利用及び提供の制限（本人の同意等）（個情法69条）

<個人情報取り扱いの必要性>

■ 災害ケースマネジメントの実施

被災者の災害関連死を防止するためには、災害時、在宅や車中泊などの避難所以外で避難生活を送る被災者（避難所外被災者）への支援が重要

加えて、被災者の自立・生活にあたっては、再建の意向等を十分に汲み取り、一人ひとりに寄り添った支援を継続的に行っていくことが重要

■ 被災者の支援に係る情報の連携

継続的に支援を行うためには、市町村、都道府県のほか、被災者の抱える多様な課題に対応できる専門性を有した専門家や民間の団体との連携が重要となる。

<取り扱いに係る根拠法令>

■ 災害対策基本法の活用

・被災者台帳の作成、活用（災対法90条の3、4）

・避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成、活用（災対法49条の10以下）

■ 個人情報保護法の活用

・個人情報の利用及び提供の制限（本人の同意等）（個情法69条）

(3) あらかじめ想定できないケースへの対応

- 広域災害時、自治体職員は、通常業務以外の実務（被災者の支援）への対応が求められる
- 実務にあたっては、被災者の個人情報を取り扱う必要があり、災害法制の理解と最新の関連法令をもとに具体的な対応が求められる
- 令和6年能登半島地震では、発災後に個人情報保護法や災害対策基本法に基づく具体的な対応の検討を実施
- 導入手順書には、（石川県の経験を踏まえて）広域災害時に適切に個人情報を取り扱うため、整理の手順を記載する

＜実施手順＞

#	手順	例
1	被災者支援に関わる自治体職員の個人情報の取り扱いに係る知識の習得	・ 災害時における個人情報の保護と利活用に関する研修の実施
2	広域災害時の通知の活用 （内閣府防災担当からの各都道府県等への通知など）	・ 令和6年能登半島地震における内閣府防災担当からの各都道府県等への通知 https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/tsuuchi.html
3	取り扱いにあたって必要な事項を整理 （必要に応じて国や有識者等との協議）	・ 個人情報の取り扱いに関する課題整理のポイント（p.14） ・ 有識者（地域の弁護士会、個人情報保護委員会、内閣府防災担当等）との協議
4	都道府県庁内個人情報担当部署、法務部署との協議	・ 都道府県災害対策本部への「法務」「広報」「デジタル」担当部署の参画
5	本人同意の取得 （支援の実施のために必要な範囲で関係者の情報提供することについて、あらかじめ被災者から同意を取得）	・ 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）からの依頼文（令和6年1月29日付 府政防第145号） https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/tsuuchi_r60129_seirei.pdf ・ 奥能登豪雨に係る広域避難の申込時に同意を取得した事例 下記の事項をご確認の上、☒をお願いします。 ☐ 裏面の宿泊施設滞在における同意事項の内容に同意し、案内事項を遵守します。 ☐ ご提供いただいた個人情報は、令和6年低気圧と前線による大雨に伴う災害に関して適切な支援（※1）、情報提供（※2）、対応の検証を行う目的で、被災市町、広域避難者の受入市町村、都道府県、学術研究機関、民間の支援団体等に必要範囲で共有することに同意します。 （※1）石川県地域防災計画における被災者への支援（義援金配分・安否確認・情報分析等）、（※2）各種支援制度の周知、等

「石川県内の宿泊施設における2次避難所の申込書」における本人同意欄

【参考】個人情報の取り扱いに関する課題整理のポイント

#	整理すべきポイント	内容
1	個人情報を取り扱うのは <u>誰</u> か	個人情報を取り扱う主体を明らかにする
2	<u>何</u> の情報を取り扱うのか	取り扱う個人情報にどのような情報が含まれるのか明らかにする (要配慮情報、マイナンバーなど)
3	個人情報の取り扱い <u>要件</u> は何か	取得、保存、提供、削除・廃棄のいずれに相当するのか明らかにする
4	<u>何</u> の目的で個人情報を取り扱うのか	個人情報の取得、利用目的を明らかにする
5	<u>誰</u> から取得するのか／ <u>誰</u> に提供するのか	個人情報を取得、提供する相手を明らかにする
6	<u>いつ</u> 取り扱うのか	個人情報を取り扱う（取得、保存、提供、削除・廃棄する）のはどのタイミングなのかを明らかにする
7	<u>どの媒体</u> で取り扱うのか	個人情報を保存する媒体は何かを明らかにする

3 **【C.復旧期、復興期】システム停止について**

- (1)停止判断基準
- (2)各主体の取組事項
- (3)停止の手順

以下2点の観点から、**特に被災市町、5都県及び有識者より**、ご意見をいただきたい

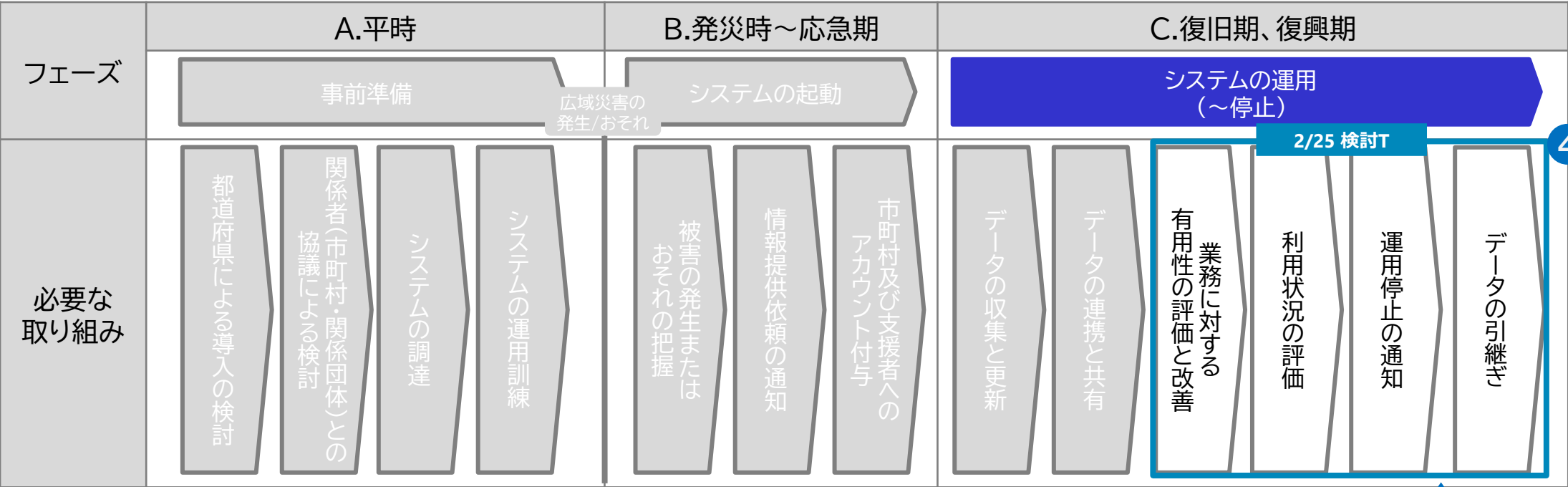
- **システムの停止の定義**について、提示した案で修正すべき内容やご懸念点等はないか
- **市町村及び関係団体とのシステム運用の停止協議開始のタイミング**として、提示した案が適切か（より早いタイミングで協議を開始すべきと考えられるか）



3 【C.復旧期、復興期】システム停止について

- (1)停止判断基準
- (2)各主体の取組事項
- (3)停止の手順

＜広域被災者データベース・システムの運用期間＞



(1) 停止判断基準

■ 広域被災者データベース・システムの「停止」を、下記のように定義する

大項目	中項目	小項目
3.広域被災者データベース・システムを活用した運用の流れ	3.8.広域被災者データベース・システムの停止	3.8.1.⑨利用状況の評価を踏まえた運用の停止の決定 3.8.2.⑩運用停止の通知 3.8.3.⑪データの引き継ぎ

停止の定義・考え方

定義

広域被災者データベース・システムの停止

利用者である市町村職員や関係団体のアカウントが停止された状態

※システム管理者（都道府県を推奨）は引き続きシステムへのアクセスが可能

考え方

- 停止に向けて、利用者によるシステムへの新規データの追加や更新作業を中止する必要がある
- 利用者が不必要にシステム内の情報を閲覧し続けることで、個人情報漏洩等のリスクに繋がる可能性がある

- 管理者による利用者のアカウントを停止（**新たな情報の追加入力・閲覧・編集・出力を行うことはできない**）した状態を「停止」と定義

(1) 停止判断基準

- 広域被災者データベース・システムの運用停止は都道府県が、関係者（市町村、関係団体等）と事前に協議を行ったうえで決定することが重要
- 運用停止に向け関係者と協議を開始するトリガーについて、以下①～③を想定

大項目	中項目	小項目
3.広域被災者データベース・システムを活用した運用の流れ	3.8.広域被災者データベース・システムの停止	3.8.1.⑨利用状況の評価を踏まえた運用の停止の決定 3.8.2.⑩運用停止の通知 3.8.3.⑪データの引き継ぎ

システムの運用停止に向けた協議開始となるトリガー（案）

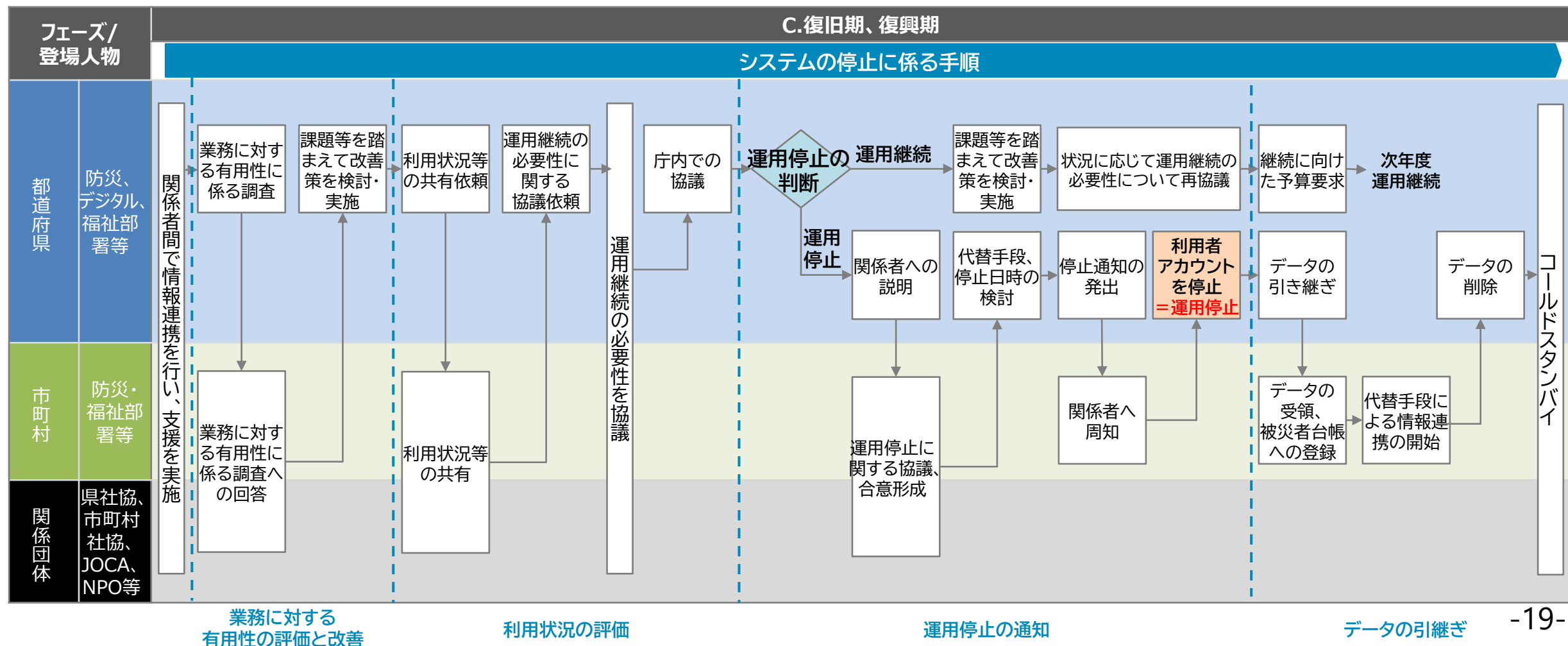
	①広域避難者数の減少	②被災者支援制度の終了や未申請率の低下	③システムを活用した地方公共団体独自の支援制度および支援業務の対象者数の減少
フェーズ	B.発災時～応急期 C.復旧期、復興期		
状況例	発災後、広域避難先への避難が終了した場合	応急的な住まいや被災者支援制度が終了または支援制度への未申請率が低下している場合	都道府県が独自にシステムの活用を判断した支援制度および支援業務等において、対象者数が減少している場合
ポイント	復旧期、復興期のシステム活用の要望がないか、十分に確認する	支援体制（人数、予算等）の見直しを踏まえ、関係者間の情報連携方法についてもあわせて見直しを行い、システムの運用継続が必要か検討する	行政だけでなく、関係団体等が実施する支援策の対象者数も判断対象とする

(2) 各主体の取組事項

- システムを停止し、コールドスタンバイの状態に戻すまでの流れは、以下を想定
- 本システムにおける停止後のコールドスタンバイは、次に広域災害が起こった際に即時起動できるよう、システムを維持した状態を指す

大項目	中項目	小項目
3.広域被災者データベース・システムを活用した運用の流れ	3.8.広域被災者データベース・システムの停止	3.8.1.⑨利用状況の評価を踏まえた運用の停止の決定 3.8.2.⑩運用停止の通知 3.8.3.⑪データの引き継ぎ

システム停止後のコールドスタンバイまでの流れ（案）

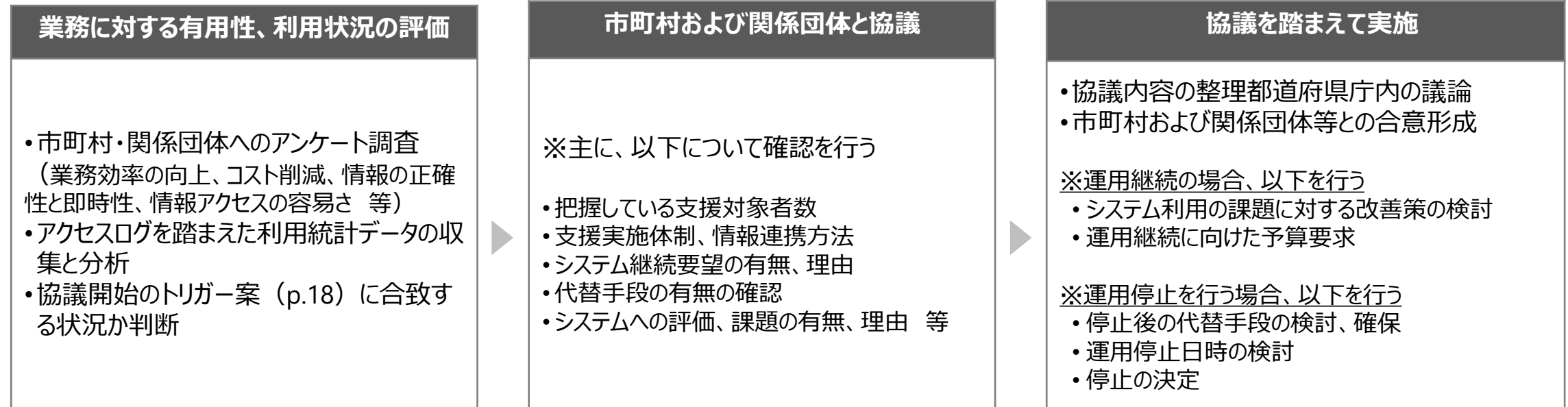


広域被災者データベース・システムの停止

- 関係者間でシステム停止に関して協議する際は、**現在実施している被災者支援業務への影響を最小限とすることを考慮することが望ましい**
- **支援状況及びシステム利用状況について確認したうえで、情報連携の実態やコスト等に鑑み、継続の適否について総合的に判断することが望ましい**

大項目	中項目	小項目
3.広域被災者データベース・システムを活用した運用の流れ	3.8.広域被災者データベース・システムの停止	3.8.1.⑨利用状況の評価を踏まえた運用の停止の決定 3.8.2.⑩運用停止の通知 3.8.3.⑪データの引き継ぎ

都道府県が市町村との協議にあたり、実施する作業（案）



(3) 停止の手順

- 実施中の被災者支援への影響を鑑み、停止までに十分な時間を確保し、市町村への情報提供の根拠として、システムの停止について通知を実施することを想定している
- 円滑なデータ引き継ぎを行えるよう、手順の整理および市町村への共有を実施し、引継ぎ後に適切な方法でデータを削除する

大項目	中項目	小項目
3.広域被災者データベース・システムを活用した運用の流れ	3.8.広域被災者データベース・システムの停止	3.8.1.⑨利用状況の評価を踏まえた運用の停止の決定 3.8.2.⑩運用停止の通知 3.8.3.⑪データの引き継ぎ

システムの運用停止決定後にシステム管理者である都道府県で実施する作業（案）

都道府県で主に実施する作業	ポイント
運用停止の通知	(1) システム利用者（市町村、関係団体）への通知 通知文には、主に以下を記載 ①運用停止の理由 ②運用停止日（予定） ③削除対象のデータ、引継ぎ予定のデータ 等 (2) 被災者への通知 システムを停止し、都道府県による被災者情報の利用を停止する旨を周知 ※具体例：チラシ、広報誌、都道府県HP 等
データの引き継ぎ	<平時に実施> ・データの引継ぎ手順を整理し、市町村へ共有 ・引継ぎデータの項目および形式の決定 <システムの運用停止決定後に実施> ・市町村とデータの引継ぎ時期を協議・決定 ・システムからエクスポートしたデータを市町村へ提供 <システム内のデータ削除後に実施> ・災害対応および課題の記録を作成し、統計データを作成
データの削除	・データの引継ぎ後、システムに登録されたデータを適切な方法で削除 ・システムからデータを削除した旨を文書等で記録 ・個人情報ファイル簿の公表を終了